

## I 趣旨

治療と仕事の両立支援の推進については、働き方改革実行計画（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）において「両立支援コーディネーター」の養成等の具体的施策及び計画が示された。当機構ではこれに先行して、医療機関において患者（労働者）の両立支援をサポートする人材の養成や「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」に基づく事業場等の取組への支援・指導等を実施していることから、こうした実績を活かしつつ、両立支援コーディネーターの役割や養成方法等について検討を行うため、外部有識者の参画を得て「両立支援コーディネーターの養成に関する委員会」を設置したものである。

## II 開催要領及び委員一覧

別添のとおり

## III 委員会開催経緯

第 1 回 平成 29 年 6 月 30 日

第 2 回 平成 29 年 7 月 28 日

第 3 回 平成 29 年 9 月 15 日

第 4 回 平成 29 年 11 月 6 日

## IV 報告内容

### 第 1 「両立支援コーディネーターに求められる役割・能力・成果」

#### 1 両立支援コーディネーターが必要とされる背景

現在、事業場では、傷病者や特別な健康状態にある者（健康診断有所見者や妊産婦等）について、適切な就業上の措置や両立支援が実施されるよう、産業医が本人の健康状態、主治医意見、職場状況等を勘案し事業者に対して専門的見地から意見を行い、必要な措置や支援が実施される流れができつつある。

しかし、中小事業場を中心に、産業医が選任されていないなど、産業保健スタッフの活動が必ずしも十分でないところが依然として多く、そうした事業場では、人事労務担当者や管理監督者が必要な情報収集や措置・支援の検討が十分に行えず、結果として労働者（患者）（以下「支援対象者」という。）に対して適切な両立支援が行われていないことが懸念される。

また、治療を担う医療機関では、一部を除いては、支援対象者や事業者に対して就業に関する問題や両立支援をサポートする体制が現状では十分整っているとは言えないのが実情である。

事業場における治療と仕事の両立支援をさらに普及させるためには、本人・事業場・医療機関の相互の連携をうまく図ることが不可欠であり、そのためには、産業医以外にも医療機関、事業場、その他の相談機関等の場において、助言や指導、関係者の調整等を行う両立支援をサポートする役割を担う人材が広く求められている。

## 2 両立支援コーディネーターとは

治療と仕事の両立に向けて、支援対象者、主治医、会社・産業医などのコミュニケーションが円滑に行われるよう支援する者。

具体的には、働く意欲と能力のある支援対象者が、

- ① 不要な離職や休業を防ぎ就業を維持することができるよう
- ② 事業場の適切な支援により十分な治療を受けられるよう
- ③ スムーズな職場復帰あるいは就職ができるよう
- ④ 就業によって疾病が増悪したり、労働災害が発生したりしないように支援対象者および事業者を支援する役割を担う者を指す。

### 【両立支援コーディネーターとして想定される者】

#### ①医療機関

医師、医療ソーシャルワーカー、看護師、保健師、リハビリテーション専門職 等

#### ②事業場

産業医・保健師・看護師等の産業保健スタッフ、人事労務担当者、労働組合担当者 等

#### ③地域（公的相談機関）

産業保健総合支援センター、地方自治体等の相談窓口で支援対象者や事業場の相談にあたる者 等

#### ④その他

社会保険労務士、キャリアコンサルタント、心理専門職、産業カウンセラー及び治療と仕事の両立に関連した相談を受ける可能性のある者 等

両立支援コーディネーターとしては上記のいずれもが対象となるが、早い段階で支援対象者に手を差し伸べることが可能であり、本人の失意や情報不足などで十分な判断ができないままの早期離職を防ぐことができるという観点から、医療機関（医療従事者）への期待は特に大きい。

## 3 果たすべき役割

両立支援コーディネーターの役割としては、支援対象者が治療と仕事の両立の目途を立てられるように、両立支援に携わるそれぞれの立場に応じて、関係者間の連携を

支援することが考えられる。

支援対象者の意思を確認し、同意を得た上で、治療を受けている早期の段階から医療情報・事業場の情報・生活環境状況に係る情報等を収集し、支援対象者の治療や業務の状況に応じた必要な配慮内容やその見通しを整理し本人に提供するとともに、医療機関と事業場・産業医との連絡調整を行う。医療機関や相談機関の両立支援コーディネーターにあっては、これに併せて、支援対象者と勤務先に対し、疾病に関する正しい知識の提供や助言等を行うことも期待される。ただし、支援対象者の支援に当たり、使用者に対し、代理行為や交渉行為を請け負うものではない。

両立支援コーディネーターが活動する場としては、医療機関、事業場、それ以外の相談機関等が想定され、それぞれの立場ごとの特性や支援形態は異なるものの、基本的に必要とされる基礎的能力は共通すると考えられる。注意しておきたいのは、両立支援コーディネーター単独で必ずしも支援が完結するものではなく、他職種と連携してチームで支援を行う場合があることである。

#### 4 求められる能力

両立支援コーディネーターには以下の基礎的能力が必要と考えられる。その上で、実践や事例の共有等により実務経験等を積み上げていくことが求められる。

##### ① コミュニケーションスキル

支援対象者の闘病に伴う心理的ストレスを理解し、相談・支援を行う上で必要なコミュニケーションがとれること。知り得た医療情報等の機微な個人情報の適正な取扱いに関する知識を有すること

##### ② 基本的な医療に関する知識

典型的な疾病の治療に関して、その特徴や経過・予後の概要を知り、就業に当たっての影響・注意点等、両立支援上の留意事項に関する知識を有すること

##### ③ 産業保健に関する知識

事業場の安全衛生管理の基本的考え方と産業保健の体制・役割を知り、健康管理活動に関する知識を有すること

##### ④ 労務管理に関する知識

両立支援を行う上で必要となる労働関係法令や労務管理に関する知識を習得し、事業者の立場や事業場（人事労務担当者、上司や同僚）による関与、就業上の配慮事項に関する知識を有すること

##### ⑤ 社会資源に関する知識

経済的支援を含む支援制度や相談機関に関する知識を習得し、両立支援に利用可能な社会資源の活用方法に関する知識を有すること

#### 5 導かれる成果

治療に取り組む支援対象者又はその勤務する事業場からの依頼を受け、継続的に支援を行うことで、支援対象者がスムーズに職場復帰又は就労を維持しながら治療継続ができることを目的とする。

しかしながら、成果として必ずしも職場復帰の可能性の向上や不本意な離職を防止することが求められるものではなく、相談支援の体制を構築することで、一人ひとりの支援対象者が納得して働くことができるための環境づくりをサポートするものである。これにより、病気を抱える人々のQOL（生活の質）が向上し、生きがいを感じながら働ける社会を目指す。

## 第2 「両立支援コーディネーター養成のカリキュラム」

### 1 両立支援コーディネーターの養成

両立支援コーディネーターには、最低限必要な基礎的な能力に加え、実務経験等を積み上げていくことが必要である。その養成に当たっては、両立支援の基礎的な考え方及び支援方法を普遍的な知識として学ぶ基礎研修の修了を基本とする。

### 2 基礎研修

#### (1) 対象者

基礎研修の対象者は、治療と職業生活の両立支援に携わり、または携わろうとする者で、医療・福祉関係、労務管理関係、産業保健関係の各部署において、医療機関と事業場との連絡調整を図る業務を担う者とする。

#### (2) 形式

基礎研修は集合形式で実施し、1回あたりの受講者数はおおむね200名以内とする。

#### (3) 研修科目・範囲・時間

基礎研修は別紙に掲げる科目に応じ、それぞれの範囲の欄に定める事項（細項目の内容を含む）について、時間の欄に定める時間以上行うものとする。

#### (4) 到達目標

支援対象者に対して両立支援に利用可能な相談機関や支援制度を適切に案内できるようになることを到達目標とし、科目ごとの目標は以下のとおりとする。

- ・ 両立支援コーディネーターの役割、支援内容及び支援にあたっての注意点が理解できる。
- ・ 支援対象者の闘病に伴う心理的ストレスを理解し、相談・支援を行う上で必要なコミュニケーションスキルが習得できる。さらに知り得た医療情報等の機微な個人情報の適正な取扱いに関する留意事項が理解できる。
- ・ 典型的な疾病の治療に関して、その特徴や経過・予後の概要を知り、就業に当たっての影響・注意点等、両立支援を行う上での留意事項が理解できる。
- ・ 事業場の安全衛生管理の基本的考え方と産業保健の体制・役割を知り、健康管

理活動について理解できる。

- ・ 両立支援を行う上で必要となる労働関係法令や労務管理に関する知識を習得し、事業者の立場や事業場（人事労務担当者、上司や同僚）による関与、就業上の配慮事項について理解できる。
- ・ 支援対象者や事業場が利用できる支援制度や相談機関に関する知識を習得し、両立支援に利用可能な社会資源の活用方法が理解できる。
- ・ 事例における課題や要点を抽出でき、それに対応した支援方法が提案できる。

#### (5) 講師

基礎研修の講師については、医師、保健師、看護師、医療ソーシャルワーカー、社会保険労務士等を中心に、事業場の人事労務担当者、学識経験者、両立支援の経験者等、両立支援の業務に関して高度な知識と十分な経験を有する者を、科目に応じてあてるものとする。

#### (6) その他

将来的にe-ラーニングにできる科目があるかについても検討。

### 3 応用研修について

基礎研修を修了した両立支援コーディネーターについては、実際のコーディネートを中心とした応用研修を受講することで、事例の共有等を図り、さらなる能力向上に努めるものとする。

なお、基礎研修では不足する実践や事例の共有について、応用研修において能力の向上を図ることとし、基礎研修の内容が固まった後、具体的な検討を進めてはどうか。その際想定されるものとしては、事例検討を中心としたグループワークにより、専門的な支援方法とその障壁となるものについて理解を深め、より実践的な支援手法を修得することなどがイメージされるのではないかと。

別紙

番号	科目	範囲	細項目	時間
基 000	両立支援 コーディネーター の必要性 とその役 割	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 両立支援コーディネーターの役割、支援内容</li><li>・ 支援方法の概要と注意点</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 両立支援に関する法令、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」</li><li>・ 両立支援コーディネーターが求められる理由と社会的背景</li><li>・ 両立支援の対象となり得る者・両立支援を進めるに当たっての関係者</li><li>・ 具体的支援内容と立場</li><li>・ トライアングル型サポート体制</li></ul>	0.5 時間
基	コミュニ	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 傾聴・コミュニケ</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 質問と応答の手法、受容と共感</li></ul>	1時間

001	ケーショ ンスキル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ケーションスキル</li> <li>・ 支援対象者の不安・悩み・ストレスへの対応、メンタルサポート</li> <li>・ 個人情報の適正な取扱い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 闘病に伴う心理ストレス</li> <li>・ 不安や抑うつリスク要因（個人・社会的要因と医学的要因）</li> <li>・ 個人情報（支援対象者の健康情報）の適正な取扱い</li> </ul>	
基 002	基本的な 医療に関 する知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 典型的な疾病についての基本的な事項（治療・予後の概要）</li> <li>・ 就業に当たっての影響・注意点</li> <li>・ 疾病に応じた両立支援コーディネーターの関わり方の違い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 典型的な疾病の特徴や治療及び予後の概要</li> <li>・ 疾病に応じた身体への影響と就業上の注意点</li> <li>・ 上記の点を理解した上での、医療と職場の情報共有が適切に進むための方法</li> <li>・ 長期療養から復職を目指す場合（がん等）と通院治療との両立を目的とする場合（糖尿病等）の支援の違い</li> </ul>	1 時間
基 003	産業保健 に関する 知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業保健の基本的枠組み</li> <li>・ 事業場における産業保健の体制・役割</li> <li>・ 労働者の健康管理の基本的考え方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業場における産業保健の体制・産業保健スタッフの役割</li> <li>・ 健康管理活動（衛生委員会、法定健康診断、メンタルヘルス対策等）</li> <li>・ 就業継続の可否の判断や就業上の措置に関する産業保健スタッフの役割</li> <li>・ 事業場で行う労働衛生教育・健康教育の知識と技法</li> <li>・ 産業保健総合支援センター等の外部支援機関</li> </ul>	1 時間
基 004	労務管理 に関する 知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働関係法令</li> <li>・ 事業場における就業継続可否の考え方、関与の仕方や就業上の措置・配慮事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働関係法令の基本知識（就業規則及び休日・休暇・休業に関する各種制度）</li> <li>・ 労働契約法と民事上の安全配慮義務</li> <li>・ 非正規雇用労働者と正規労働者の特徴</li> <li>・ 復職の手順や流れ、就業継続の可否、就業上の措置、配慮事項</li> <li>・ 就業制限を含む事業場の対応</li> </ul>	1 時間
基 005	社会資源 に関する 知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 両立支援に利用可能な制度や福祉資源</li> <li>・ 経済面における社会的支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 両立支援に利用可能な支援制度（高額療養費制度、傷病手当金制度、障害年金制度、生活福祉資金貸付制度等）</li> <li>・ 支援対象者、事業場が両立支援に利用可能な支援機関（地域障害者職業センター、障害者</li> </ul>	1 時間

		<ul style="list-style-type: none"> <li>両立支援に利用可能な相談機関</li> </ul>	就業・生活支援センター等) <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者手帳制度、障害者雇用と法定雇用率</li> <li>事業場に対する両立支援に利用可能な助成制度</li> </ul>	
基 006	両立支援 コーディネーターの 実際	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援方法のシミュレーション</li> </ul>	実際の支援事例を基に、その端緒から支援内容までをシミュレーションし、具体的な支援方法を議論・検討する。	1時間

平成 29 年要領第 17 号

別添

### 両立支援コーディネーターの養成に関する委員会開催要領

(目的)

第 1 条 両立支援コーディネーターに求められる役割・能力を明確化し、養成に必要十分なカリキュラムを設定すること、養成研修の実施方法について検討することを目的として両立支援コーディネーターの養成に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 両立支援コーディネーターに求められる役割・能力
- (2) 両立支援コーディネーター養成研修のカリキュラム・講師要件
- (3) 研修テキスト
- (4) 研修の運営方法
- (5) その他

(委員)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成し、理事長が委嘱する。

- (1) 外部有識者
- (2) 労働者健康安全機構（以下「機構」という。）役職員  
(委員長)

第 4 条 理事長が指名する委員長を置き、委員会を統括する。

(委員会)

第 5 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、必要に応じ、委員以外の有識者等の参集を依頼することができる。

3 委員会には、厚生労働省労働基準局からオブザーバーとしての参加を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、医療企画部の協力を得て、産業保健・賃金援護部において行う。

(謝金)

第7条 委員会出席に係る謝金については、産業保健活動総合支援事業実施要領（平成26年要領第7号）の規程に準じて支払う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成29年6月23日から施行する。

委員一覧

別添

役職	委員氏名
一般社団法人日本産業保健師会会長	大神 あゆみ
東京労災病院治療就労両立支援センター両立支援部長／東京労災病院第二脳神経血管内治療科部長	門山 茂
公立大学法人県立広島大学 経営専門職大学院教授	木谷 宏
城戸産業医事務所代表	城戸 尚治
東京労災病院治療就労両立支援センター両立支援部長／東京労災病院第二精神科部長	柴岡 三智
本部研究ディレクター／中国労災病院治療就労両立支援センター両立支援部長／中国労災病院第二リハビリテーション科部長	豊田 章宏 ※委員長
中部労災病院治療就労両立支援センター両立支援部長／中部労災病院糖尿病・内分泌内科部長	中島 英太郎
公益社団法人日本医師会常任理事	松本 吉郎
独立行政法人労働者健康安全機構医療企画・産業保健担当理事	大西 洋英
独立行政法人労働者健康安全機構経理・営繕・賃金援護担当理事	亀澤 典子

50 音順・敬称略